

## ○こども家庭庁告示第二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項（同法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十一条の五の四第三項（同法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十四条の二第二項（同法第二十四条の二十四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示  
 (児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)  
 第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b></p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費(1日につき)</p> <p>【イ～ホ 略】</p> <p>注1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長、以下同じ。)に<u>対して</u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位(指定通所基準第5条第5項及び第6条第6項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。))において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター(法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。))の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。</p> <p>2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に<u>対して</u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>2の2 ハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に<u>対して</u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>2の3 ニについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に<u>対して</u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った<u>共生型児童発達支援(指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。))</u>を行う事業所(以下「共生型児童発達支援事業所」という。))において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>2の4 ホについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に<u>対して</u>子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った<u>基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。))</u>において、基準該当児童発達支援(同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。))を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>【2の5・2の6 略】</p>	<p><b>別表</b></p> <p>障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費(1日につき)</p> <p>【イ～ホ 同左】</p> <p>注1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長、以下同じ。)に<u>届け出た</u>指定児童発達支援の単位(指定通所基準第5条第5項及び第6条第6項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。))において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター(法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。))の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。</p> <p>2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に<u>届け出た</u>指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>2の2 ハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に<u>届け出た</u>指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>2の3 ニについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に<u>届け出た</u>共生型児童発達支援(指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。))を行う事業所(以下「共生型児童発達支援事業所」という。))において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>2の4 ホについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に<u>届け出た</u>基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。))において、基準該当児童発達支援(同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。))を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>【2の5・2の6 同左】</p>

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掛ける割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔1）・(2) 略〕

(3) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

〔4～6の2 略〕

7 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に付した子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)が、指定児童発達支援を行った場合には、中核機能強化加算として、当該基準に掛ける区分に従い、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいすれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 略〕

7の2 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に付して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が、指定児童発達支援を行った場合には、中核機能強化事業所加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ・ロ 略〕

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所)あつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士(手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づき審査・証明事業(平成元年厚生省告示第122号)に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。)、手話通訳者、特別支援学校免許取得者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。))若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に付して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ハ 略〕

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掛ける割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔1）・(2) 同左〕

(3) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100分の85

(4) 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第26条の2(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ている場合 100分の85

〔4～6の2 同左〕

7 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)が、指定児童発達支援を行った場合には、中核機能強化加算として、当該基準に掛ける区分に従い、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいすれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 同左〕

7の2 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が、指定児童発達支援を行った場合には、中核機能強化事業所加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ・ロ 同左〕

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所)あつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士(手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づき審査・証明事業(平成元年厚生省告示第122号)に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。)、手話通訳者、特別支援学校免許取得者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。))若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔イ～ハ 同左〕

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注9及び8において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、専門的支援体制加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定しているときは、加算しない。

【イ～ハ 略】

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 略】

11 二の共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービステキニ強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ～ハ 略】

【2・2の2 略】

3 食事提供加算

【イ・ロ 略】

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者との世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者との世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下この注9及び8において「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の(2)を算定しているときは、加算しない。

【イ～ハ 同左】

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 同左】

11 二の共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービステキニ強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ～ハ 同左】

【2・2の2 同左】

3 食事提供加算

【イ・ロ 同左】

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者との世帯に属する者について指定通所支援のあった月の属する年度（指定通所支援のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者との世帯に属する者が指定通所支援のあった月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する

場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対して、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、別にことも家庭庁長官が定める様式による届出を行った児童発達支援センターにおいて、別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

4 [略]  
5 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 略]

注1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 略]

6 栄養士配置加算

[イ・ロ 略]

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

[(1)・(2) 略]

場合における当該通所給付決定保護者に限る。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対して、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

4 [同左]  
5 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 同左]

注1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 同左]

6 栄養士配置加算

[イ・ロ 同左]

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

[(1)・(2) 同左]



9 [略]  
9の2 入浴支援加算

55単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（第3を除き、以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合には、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

10 [略]

11 送迎加算

[イ・ロ 略]

注1 [略]

1の2 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算するときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 [略]

12 延長支援加算

[イ〜ハ 略]

注1 イ並びにロの(1)及び(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この

9 [同左]  
9の2 入浴支援加算

55単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（第3を除き、以下「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

10 [同左]

11 送迎加算

[イ・ロ 同左]

注1 [同左]

1の2 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 [同左]

12 延長支援加算

[イ〜ハ 同左]

注1 イ並びにロの(1)及び(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この(2)において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児

12において「延長支援」という。)を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合)については、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。以下この12において同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 略

3 ロの(3)及び(ハ)については、別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

[12の2～12の4 略]

12の2 共生型サービス医療的ケア児支援加算

400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、10の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合については、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ニ 略]

2 略

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

[イ～ニ 略]

注 1 イの(1)及び(2)については、法第6条の2の2第3項に規定する障害児(以下「就学児」という。)に対し、授業終了後又は休業日に、別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う場合、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合)については、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。以下この12において同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 同左

3 ロの(3)及び(ハ)については、別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届けた指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

[12の2～12の4 同左]

12の2 共生型サービス医療的ケア児支援加算

400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届けた共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、10の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届けた基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合については、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ニ 同左]

2 同左

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

[イ～ニ 同左]

注 1 イの(1)及び(2)については、法第6条の2の2第3項に規定する障害児(以下「就学児」という。)に対し、授業終了後又は休業日に、別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届けた指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において、指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

1の2 イの(3)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスにおいて、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に並び、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ロの(1)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスにおいて、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に並び、1日につき所定単位数を算定する。

1の4 ハの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の5 ニの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当放課後等デイサービス（同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロの(2)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ハの(2)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ニの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[2の4・3 略]  
4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。  
[1]・(2) 略

(3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

1の2 イの(3)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に並び、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ロの(1)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスにおいて、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に並び、1日につき所定単位数を算定する。

1の4 ハの(1)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の5 ニの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、授業終了後に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において、基準該当放課後等デイサービス（同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロの(2)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ハの(2)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ニの(1)の(一)及び(2)の(一)については、就学児に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

[2の4・3 同左]  
4 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。  
[1]・(2) 同左]

(3) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

[5～6の4 略]

6の5 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあつては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ・ロ 略]

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数(注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注7において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスをを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ・ロ 略]

8 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(以下この注8及び6において「理学療法士等」という。)による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数(注7の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスをを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

[イ・ロ 略]

9 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ・ロ 略]

(4) 指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

[5～6の4 同左]

6の5 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあつては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ・ロ 同左]

7 常時見守りが必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数(注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第3において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注7において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスをを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

[イ・ロ 同左]

8 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(以下この注8及び6において「理学療法士等」という。)による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者の員数(注7の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスをを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

[イ・ロ 同左]

9 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ・ロ 同左]

10 ハの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 略]

[2・3 略]

4 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 略]

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 略]

5 [略]

6 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイ

10 ハの共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ハ 同左]

[2・3 同左]

4 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 同左]

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 同左]

5 [同左]

6 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な就学児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、別に子ども家庭庁長官が定め



7の2 入浴支援加算

70単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児（以下この第3において「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

[7の3～8 略]

9 送迎加算

[イ・ロ 略]

注1 [略]

1の2 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算するときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、中重度医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 [略]

10 延長支援加算

[イ～ハ 略]

注1 イ並びにロの(1)及び(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービス

7の2 入浴支援加算

70単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児（以下この第3において「医療的ケア児」という。）又は重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

[7の3～8 同左]

9 送迎加算

[イ・ロ 同左]

注1 [同左]

1の2 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算する。ただし、注1の3に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。

1の3 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に加算する。

2 ロの(1)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロの(2)を算定しているときは、算定しない。

3 ロの(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、中重度医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

4 [同左]

10 延長支援加算

[イ～ハ 同左]

注1 イ並びにロの(1)及び(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービス

を行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この10において「延長支援」という。)を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。この10において同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 [略]

3 ロの③及びハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

[10の2～10の4 略]

10の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、8の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ～ニ 略】

2 [略]

第4 居宅訪問型児童発達支援 1,066単位

1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)

注1 [略]

2 [略]

3 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画(指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。)に基づき、支援に慣れるために指

を行う場合は5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この10において「延長支援」という。)を行う場合に、就学児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。この10において同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 [同左]

3 ロの③及びハについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

[10の2～10の4 同左]

10の5 共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位

注 看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、8の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ～ニ 同左】

2 [同左]

第4 居宅訪問型児童発達支援 1,066単位

1 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき)

注1 [同左]

2 [同左]

3 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画(指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。)に基づき、支援に慣れるために指

定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

〔1〕・〔2〕 略

(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

〔4～8 略〕

1の2 訪問支援員特別加算

〔イ・ロ 略〕

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき1又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1の3 [略]

1の4 多職種連携支援加算

200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の5 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

〔2・3 略〕

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 略〕

2 [略]

定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、算定する。

〔1〕・〔2〕 同左

(3) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出でない場合 100分の85

〔4～8 同左〕

1の2 訪問支援員特別加算

〔イ・ロ 同左〕

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき1又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

1の3 [同左]

1の4 多職種連携支援加算

200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の5 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

〔2・3 同左〕

4 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ～ハ 同左〕

2 [同左]

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）

1,071単位

注1 [略]

1の2 [略]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔1〕～〔3〕 略

〔4〕 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

〔3～7 略〕

1の2 訪問支援員特別加算

〔イ・ロ 略〕

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔1の3・1の4 略〕

1の5 多職種連携支援加算

200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の6 ケアニーズ対応加算

120単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

〔1の8・2 略〕

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき）

1,071単位

注1 [同左]

1の2 [同左]

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

〔1〕～〔3〕 同左

〔4〕 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合 100分の85

〔3～7 同左〕

1の2 訪問支援員特別加算

〔イ・ロ 同左〕

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

〔1の3・1の4 同左〕

1の5 多職種連携支援加算

200単位

注 異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定保育所等訪問支援を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1の6 ケアニーズ対応加算

120単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

〔1の8・2 同左〕

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ～ハ 略】

2 [略]

別表2

経過の障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

1 主として難聴児経過の児童発達支援給付費(1日につき)

【イ～ハ 略】

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に依り、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

【2・3 略】

4 主として難聴児経過の児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

【(1)・(2) 略】

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

(4) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

【5～9 略】

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、難聴児のうち人工内耳を装着している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に依り、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ～ニ 略】

11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過の児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(特区

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ～ハ 同左】

2 [同左]

別表2

経過の障害児通所給付費等単位数表

第1 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行われる児童発達支援

1 主として難聴児経過の児童発達支援給付費(1日につき)

【イ～ハ 同左】

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に依り、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

【2・3 同左】

4 主として難聴児経過の児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

【(1)・(2) 同左】

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出していない場合 100分の85

(4) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

【5～9 同左】

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、難聴児のうち人工内耳を装着している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に依り、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ～ニ 同左】

11 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として難聴児経過の児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注12の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(特区

法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域内に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注11において「児童指導員等」という。))又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に並び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ～ホ 略】

12 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。))又は別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(以下この第1において「理学療法士等」という。))による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数(注11の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。))に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に並び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の②を算定しているときは、加算しない。

【イ～ハ 略】

- 2 [略]
- 3 食事提供加算  
【イ・ロ 略】

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の所得割の額を合算した額(同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額)が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第5号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。))の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

4 [略]

法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として難聴児指定児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域内に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この注11において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注11において「児童指導員等」という。))又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に並び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ～ホ 同左】

12 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。))又は別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(以下この第1において「理学療法士等」という。))による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として難聴児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数(注11の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。))に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に並び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注4の②を算定しているときは、加算しない。

【イ～ハ 同左】

- 2 [同左]
- 3 食事提供加算  
【イ・ロ 同左】

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者(同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の所得割の額を合算した額(同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額)が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第5号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。))の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として都道府県知事に届け出た当該旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

4 [同左]

5 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 略]

注1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算Ⅰを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算Ⅰ又はロの福祉専門職員配置等加算Ⅱを算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 略]

6 栄養士配置加算

[イ・ロ 略]

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

[(1)・(2) 略]

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

[(1)・(2) 略]

7 [略]

8 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に及び1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

5 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 同左]

注1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算Ⅰを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算Ⅰ又はロの福祉専門職員配置等加算Ⅱを算定している場合は、算定しない。

[(1)・(2) 同左]

6 栄養士配置加算

[イ・ロ 同左]

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

[(1)・(2) 同左]

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

[(1)・(2) 同左]

7 [同左]

8 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に及び1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注4の(2)を算定しているときは、加算しない。

9 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

[10・11 略]

12 入浴支援加算

55単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に對して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

13 [略]

14 送迎加算

[イ・ロ 略]

注 1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児に對して、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に對して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 [略]

15 延長支援加算

[イ・ロ 略]

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、障害児に對して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この注において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この15において同じ。）に於じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 [略]

[16～18 略]

9 強度行動障害児支援加算

200単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。

[10・11 同左]

12 入浴支援加算

55単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に對して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

13 [同左]

14 送迎加算

[イ・ロ 同左]

注 1 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア児に對して、その居宅等と旧主として難聴児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に對して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 [同左]

15 延長支援加算

[イ・ロ 同左]

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において、障害児に對して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下この注において「延長支援」という。）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この15において同じ。）に於じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 [同左]

[16～18 同左]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として難聴児指定児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ～ニ 略】

2 [略]

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費(1日につき)

【イ～ハ 略】

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 [略]

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

【(1)・(2) 略】

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

(4) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

【3～7 略】

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所においては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ～ホ 略】

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として難聴児指定児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ～ニ 同左】

2 [同左]

第2 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費(1日につき)

【イ～ハ 同左】

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に及び、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の2 [同左]

2 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合には、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

【(1)・(2) 同左】

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第7項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出していない場合 100分の85

(4) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

【3～7 同左】

8 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所においては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第2において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に及び、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ～ホ 同左】

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、注2の②を算定しているときは、加算しない。

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 略】

【2・3 略】

4 食事提供加算

【イ・ロ 略】

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号口、第4号口、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号口、第4号口及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 【略】

9 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（以下「理学療法士等」という。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、注2の②を算定しているときは、加算しない。

10 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 同左】

【2・3 同左】

4 食事提供加算

【イ・ロ 同左】

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号口、第4号口、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号口、第4号口及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 【同左】

6 福祉専門職員配置等加算

【イ～ハ 略】

注1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(イ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(イ)又はロの福祉専門職員配置等加算(ロ)を算定している場合は、算定しない。

7 栄養士配置加算

【イ・ロ 略】

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

【(1)・(2) 略】

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

【(1)・(2) 略】

9 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に及び1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

【10・11 略】

6 福祉専門職員配置等加算

【イ～ハ 同左】

注1 イについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(イ)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(イ)又はロの福祉専門職員配置等加算(ロ)を算定している場合は、算定しない。

7 栄養士配置加算

【イ・ロ 同左】

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。

【(1)・(2) 同左】

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、利用定員に及び、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

【(1)・(2) 同左】

9 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に及び1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

【10・11 同左】

12 入浴支援加算

55単位

注 別に<sup>1</sup>こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して<sup>2</sup>こども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、別に<sup>3</sup>こども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

13 [略]

14 送迎加算

[イ・ロ 略]

注 1 イについては、別に<sup>4</sup>こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して<sup>5</sup>こども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別に<sup>6</sup>こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して<sup>7</sup>こども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 [略]

15 延長支援加算

[イ～ハ 略]

注 別に<sup>8</sup>こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して<sup>9</sup>こども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

[16～18 略]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に<sup>10</sup>こども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して<sup>11</sup>こども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 2 [イ～ニ 略]

12 入浴支援加算

55単位

注 別に<sup>12</sup>こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、別に<sup>13</sup>こども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

13 [同左]

14 送迎加算

[イ・ロ 同左]

注 1 イについては、別に<sup>14</sup>こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

2 ロについては、別に<sup>15</sup>こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 [同左]

15 延長支援加算

[イ～ハ 同左]

注 別に<sup>16</sup>こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

[16～18 同左]

19 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に<sup>17</sup>こども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 2 [イ～ニ 同左]

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

【イ～ニ 略】

注1 [略]

1の2 [略]

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 略]

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行っていない場合 100分の85

[3～7 略]

[2・3 略]

4 食事提供加算

【イ・ロ 略】

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った当該旧指定医療型児童発達支援事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 [略]

6 福祉専門職員配置等加算

【イ～ハ 略】

注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるも

第3 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行われる児童発達支援

1 医療型経過的児童発達支援給付費（1日につき）

【イ～ニ 同左】

注1 [同左]

1の2 [同左]

2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に当たって、旧指定医療型児童発達支援事業所において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

[(1)・(2) 同左]

(3) 指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出していない場合 100分の85

[3～7 同左]

[2・3 同左]

4 食事提供加算

【イ・ロ 同左】

注 イ又はロについては、児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ、第4号ロ、第5号又は第6号に掲げる通所給付決定保護者（同号に掲げる通所給付決定保護者にあつては、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の所得割の額を合算した額（同条第2号、第3号ロ、第4号ロ及び第5号に規定する所得割の額を合算した額をいう。）が28万円未満であるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者、同条第6号に規定する市町村民税世帯非課税者に該当する場合における当該通所給付決定保護者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者に限る。）の通所給付決定に係る障害児に対して、旧指定医療型児童発達支援事業所の調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た当該旧指定医療型児童発達支援事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算する。

5 [同左]

6 福祉専門職員配置等加算

【イ～ハ 同左】

注1 イについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある旧指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるも

のとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 略〕

7 [略]

8 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、別に子ども家庭庁支援局長が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に於じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

[9・10 略]

11 入浴支援加算

55単位

注 別に子ども家庭庁支援局長が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁支援局長が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

12 送迎加算

[イ・ロ 略]

注 1 イについては、別に子ども家庭庁支援局長が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

のとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、一部改正府令附則第2条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は旧指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 同左〕

7 [同左]

8 専門的支援実施加算

150単位

注 理学療法士等による支援が必要な障害児に対する支援その他の専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、別に子ども家庭庁支援局長が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援の日数に於じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。ただし、1の注2の(2)を算定しているときは、加算しない。

[9・10 同左]

11 入浴支援加算

55単位

注 別に子ども家庭庁支援局長が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁支援局長が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。

12 送迎加算

[イ・ロ 同左]

注 1 イについては、別に子ども家庭庁支援局長が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において、重症心身障害児又は医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、ロを算定しているときは、算定しない。

<p>2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達医療機関において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。</p> <p>3 [略]</p> <p>13 保育職員加配加算 50単位</p> <p>注 1 保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った定員21人以上の旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。</p> <p>14 延長支援加算 [イ・ロ 略]</p> <p>注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達医療機関において、障害児に対して、児童発達支援を受けた障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。</p> <p>[15～17 略]</p> <p>18 福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p>注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った旧指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達医療機関において、中重度医療的ケア児に対して、その居宅等と旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達医療機関との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。</p> <p>3 [同左]</p> <p>13 保育職員加配加算 50単位</p> <p>注 1 保育機能の充実を図るため、医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 医療型経過的児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。</p> <p>14 延長支援加算 [イ・ロ 同左]</p> <p>注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達医療機関において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。</p> <p>[15～17 同左]</p> <p>18 福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p>注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>2 [同左]</p> <p>2 [同左]</p>
---	---

備考 採中の「」の記載は別記の通り。

(児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)  
**第二条** 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改	正	後
<b>別表</b>			
障害児入所給付費単位数表			
第1 福祉型障害児入所施設			
1 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)			
イ～ホ 略			
注1 [略]			
[2～3の4 略]			
4 別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長、以下同じ。)に對してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行つた指定福祉型障害児入所施設において、別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行つた場合に、日中活動支援加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。			
イ～ハ 略			
5 別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行つた指定福祉型障害児入所施設において、重度障害児(次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する言児又ははらうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。以下この第1において同じ。)に對し、指定入所支援を行つた場合(イ、ロ又はトについては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)、重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。			
イ～ト 略			
5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であつて、別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行つた指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(ロ)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別にことも家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行つた場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。			
6 [略]			
7 別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行つた指定福祉型障害児入所施設において、次に掲げる指定入所支援を行つた場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。			
イ・ロ 略			
8 [略]			
<b>別表</b>			
障害児入所給付費単位数表			
第1 福祉型障害児入所施設			
1 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)			
イ～ホ 同左			
注1 [同左]			
[2～3の4 同左]			
4 別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長、以下同じ。)に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する指定入所支援を行つた場合に、日中活動支援加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。			
イ～ハ 同左			
5 別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、重度障害児(次のイに規定する障害児、次のハ及びホに規定する言児又ははらうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。以下この第1において同じ。)に對し、指定入所支援を行つた場合(イ、ロ又はトについては、該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)、重度障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。			
イ～ト 同左			
5の2 注5の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であつて、別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、注5のイの(1)の(ロ)又はハの(1)若しくはホの(1)に規定する者に対し、別にことも家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行つた場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。			
6 [同左]			
7 別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次に掲げる指定入所支援を行つた場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。			
イ・ロ 同左			
8 [同左]			

9 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

【イ～ニ 略】

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設(注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。)において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を1人以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(1)として、1日につき掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ・ロ 略】

12 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(1)として、1日につき掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ～ニ 略】

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。))第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域内に国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。)若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(イにおいて「理学療法士等」という。))又は児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。))若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(ロにおいて「児童指導員等」という。))を1人以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ・ロ 略】

14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。))を1人以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ～ニ 略】

2

【略】

9 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

【イ～ニ 同左】

10 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(注9の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。)において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(1)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ・ロ 同左】

12 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、看護職員配置加算(1)として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ～ニ 同左】

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。))第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域内に国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の(1)において同じ。)若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(イにおいて「理学療法士等」という。))又は児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。))若しくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者(ロにおいて「児童指導員等」という。))を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ・ロ 同左】

14 障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士又は5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者(以下「社会福祉士等」という。))を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

【イ～ニ 同左】

2

【同左】

3 自活訓練加算（1日につき）

【イ・ロ 略】

注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた障害児に対し、別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する自活に必要な訓練（以下「自活訓練」という。）を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。

【2・3 略】

4 [略]

5 福祉専門職員配置等加算

【イ～ハ 略】

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

【(1)・(2) 略】

【5の2～6の3 略】

7 栄養士配置加算

【イ・ロ 略】

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

【(1)・(2) 略】

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

【(1)・(2) 略】

3 自活訓練加算（1日につき）

【イ・ロ 同左】

注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた障害児に対し、別にことも家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、別にことも家庭庁長官が定める基準に適合する自活に必要な訓練（以下「自活訓練」という。）を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。

【2・3 同左】

4 [同左]

5 福祉専門職員配置等加算

【イ～ハ 同左】

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

【(1)・(2) 同左】

【5の2～6の3 同左】

7 栄養士配置加算

【イ・ロ 同左】

注1 イについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

【(1)・(2) 同左】

2 ロについては、次の(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イを算定しているときは、算定しない。

【(1)・(2) 同左】

8 栄養マネジメント加算

12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

【イ～ニ 略】

8の2 要支援児童加算

【イ・ロ 略】

注1 [略]

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

8の3 [略]

9 小規模グループケア加算

【イ～ハ 略】

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限り、当該グループでする障害児の数に及び、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、子ども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であって、都道府県知事が適当と認められたものに限り、所定単位数を加算する。

2 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき378単位を所定単位数に加算する。

9の2 障害者支援施設等感染対策向上加算

【イ・ロ 略】

注1 イについては、以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。  
【(1)～(3) 略】

8 栄養マネジメント加算

12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

【イ～ニ 同左】

8の2 要支援児童加算

【イ・ロ 同左】

注1 [同左]

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、要保護児童又は要支援児童に対して別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

8の3 [同左]

9 小規模グループケア加算

【イ～ハ 同左】

注1 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限り、当該グループでする障害児の数に及び、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、子ども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であって、都道府県知事が適当と認められたものに限り、所定単位数を加算する。

2 イについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（以下この注2において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される建物に限る。）において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に、更に当該障害児1人につき378単位を所定単位数に加算する。

9の2 障害者支援施設等感染対策向上加算

【イ・ロ 同左】

注1 イについては、以下の(1)から(3)のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。  
【(1)～(3) 同左】

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、指定福祉型障害児入所施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

9の3 [略]

10 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ニ 略]

2 [略]

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

[イ～ニ 略]

注 1 [略]

[2～3の4 略]

4 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。以下この第2において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあつては、該当する重度障害児の入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げるいずれかの加算を算定する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

[イ～ハ 略]

4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であつて別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設において、注4のイの1のロに規定する者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

5 [略]

5の2 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ・ロ 略]

6 [略]

2 ロについては、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、指定福祉型障害児入所施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、1月につき所定単位数を加算する。

9の3 [同左]

10 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ～ニ 同左]

2 [同左]

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

[イ～ニ 同左]

注 1 [同左]

[2～3の4 同左]

4 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、重度障害児（次のイに規定する障害児又は次のハに規定する肢体不自由児をいう。以下この第2において同じ。）に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあつては、該当する重度障害児の入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、重度障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、1日につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

[イ～ハ 同左]

4の2 注4の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であつて別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、注4のイの1のロに規定する者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する指定入所支援を行った場合に、1日につき11単位を所定単位数に加算する。

5 [同左]

5の2 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次に掲げる指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。

[イ・ロ 同左]

6 [同左]

7 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対して指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

2 自活訓練加算（1日につき）

[イ・ロ 略]

注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対し、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する自活訓練を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。

[2・3 略]

3 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 略]

注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。注3において同じ。）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

注2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

7 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対して指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。ただし、注5の2の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算しない。

8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

9 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、ソーシャルワーカー配置加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

2 自活訓練加算（1日につき）

[イ・ロ 同左]

注1 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対し、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する自活訓練を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として所定単位数を加算する。

[2・3 同左]

3 福祉専門職員配置等加算

[イ～ハ 同左]

注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士。注3において同じ。）であるものを除く。注2において同じ。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

注2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に対して  
 3の2 とも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は  
 指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数  
 を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)又はロの福祉  
 専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。

〔(1)・(2) 略〕

3の2 保育職員加配加算

20単位

注 1 保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員  
 又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局  
 長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援  
 を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 保育機能の充実を図るため、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するもの  
 として都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指  
 定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を  
 加算する。

〔3の3～4の3 略〕

4の4 要支援児童加算

〔イ・ロ 略〕

注 1 [略]

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府  
 県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害  
 児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保護児童又は要支援児童に対して別  
 に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支援を行った場合に、1月につき4回  
 を限度として、所定単位数を加算する。

4の5 [略]

5 小規模グループケア加算

〔イ～ハ 略〕

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に対してこ  
 ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定医療型障害児入所施設又は指定  
 発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った  
 場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。)に、  
 当該グループでケアする障害児の数に依り、当該障害児1人につき所定単位数を加算する。  
 ただし、ハについては、子ども家庭庁長官が定める施設基準の適用前に建設された指定医  
 療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関であって、都道府県知事が適当と認めたも  
 のに限り、所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実  
 施しているものとして都道府県知事に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による  
 届出を行った指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究

3 ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出  
 た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行っ  
 た場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉專  
 門職員配置等加算(1)又はロの福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定し  
 ない。

〔(1)・(2) 同左〕

3の2 保育職員加配加算

20単位

注 1 保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員  
 又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児  
 入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 保育機能の充実を図るため、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するもの  
 として都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行っ  
 た場合に、1日につき所定単位数を加算する。

〔3の3～4の3 同左〕

4の4 要支援児童加算

〔イ・ロ 同左〕

注 1 [同左]

2 ロについては、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府  
 県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、要保  
 護児童又は要支援児童に対して別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心理支  
 援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

4の5 [同左]

5 小規模グループケア加算

〔イ～ハ 同左〕

注 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た  
 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、障害児に対し小規模なグ  
 ループによる指定入所支援を行った場合(当該障害児を入所させるための設備等を有する  
 建物において行う場合に限る。)に、当該グループでケアする障害児の数に依り、当該障害  
 児1人につき所定単位数を加算する。ただし、ハについては、子ども家庭庁長官が定める  
 施設基準の適用前に建設された指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関で  
 あって、都道府県知事が適当と認めたものに限り、所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 1 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実  
 施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行  
 政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合



2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第21条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅰから機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳまでについては、別にことも家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅰから機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳまでのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅰから機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳまでのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。

〔2〕・〔3〕 略〕

〔3～8 略〕

9 別にことも家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業者において、イの(1)機能強化型障害児支援利用援助費Ⅰ若しくはイの(2)機能強化型障害児支援利用援助費Ⅱ又はロの(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅰ若しくはロの(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅱを算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（児童福祉法に基づき指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基き、家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）、第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

〔2～3 略〕

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にことも家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に対してことも家庭庁長官が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児

2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅰから機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳまでについては、別にことも家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅰから機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳまでのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅰから機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳまでのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。

〔2〕・〔3〕 同左〕

〔3～8 同左〕

9 別にことも家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、イの(1)機能強化型障害児支援利用援助費Ⅰ若しくはイの(2)機能強化型障害児支援利用援助費Ⅱ又はロの(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅰ若しくはロの(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅱを算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（児童福祉法に基づき指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基き、家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）、第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

〔2～3 同左〕

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にことも家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別にことも家庭庁

相談支援事業所等の従業者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 略】

2 略]

【5～11 略】

12 行動障害支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 略】

13 要医療児者支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 略】

14 精神障害者支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 略】

14の2 高次脳機能障害支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 略】

15 ピアサポート体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

16 地域生活支援拠点等相談強化加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に对这个の注において「要支援児」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）して当該要

長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 同左】

2 同左]

【5～11 同左】

12 行動障害支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 同左】

13 要医療児者支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 同左】

14 精神障害者支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 同左】

14の2 高次脳機能障害支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

【イ・ロ 同左】

15 ピアサポート体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

16 地域生活支援拠点等相談強化加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に对这个の注において「要支援児」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入

700単位

100単位

支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合においては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

17 地域体制強化共同支援加算

2,000単位

注 別にことも家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に対してことも家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービズ等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

18 [略]

所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合においては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

17 地域体制強化共同支援加算

2,000単位

注 別にことも家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービズ等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

18 [同左]

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用の日前にこの告示による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（以下「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」という。）の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された届出については、この告示による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の規定により行われた届出とみなす。